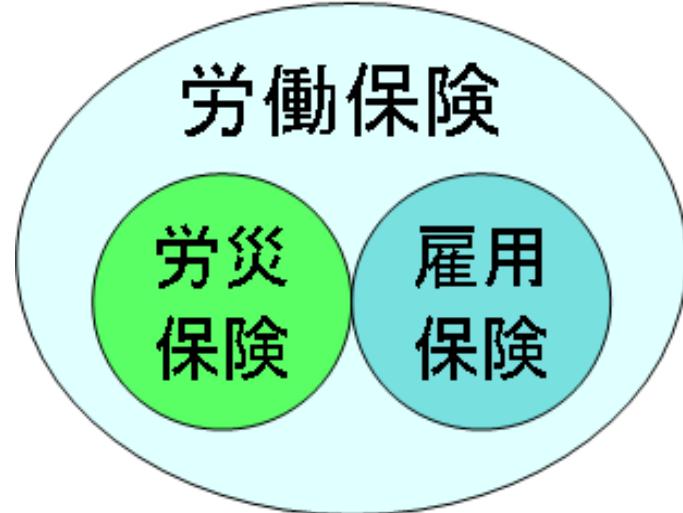


だれでも参加できる「労働学校」④



第3回 労働保険はどうなっている？

労働者(パートタイマー、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

あわせて年金・医療など社会保険についても学びます。

主催 岩国ユニオン・岩国地域労連

岩国市岩国1丁目1-16-1 椎尾ビル209号 0827-43-1445

**2月26日(木)
18:30~19:30**

会場 岩国地域労連事務所

参加費不要

ZOOM 参加歓迎! ミーティング ID: 870 4459 2428 パスコード: 727256
事前にご連絡いただくうれしいですが、飛び込み参加も大歓迎!
iwakuni-roren@sky.icn-tv.ne.jp か、LINE 検索 ID [iwakuni.sodan](#) まで

岩国労働相談センター

労働相談は随時受付ます。

月曜~金曜 11時30分~17時30分

0827-43-1445 (岩国地域労連内)

長時間労働、不払い残業、休みがない、パワハラ…など様々な労働に関する相談を受け付けています。相談無料、秘密厳守します。